

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業実施要綱

第1 事業の目的

資材価格高騰等により県内の住宅着工戸数が大きく減少し、県産材の製品在庫量が増大している。特に、ヒノキの素材生産量が全国上位を誇る本県においては、住宅用資材に使われる県産ヒノキ材の需要の減少により、製品在庫量が増大し、原木から製品までの流通が滞り、林業・木材産業への影響が大きくなっている。

このため、県内における県産材の需要喚起を目的に、民間住宅等における県産材利用の促進を行う。

第2 事業の内容

(1) 事業主体

事業主体は愛媛県林材業振興会議とする。

(2) 補助金の交付

県は、愛媛県林材業振興会議が実施する同事業に対し、県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

(3) 事業の内容

県産ヒノキの家づくり支援事業

戸建て住宅等を木造で建築する施主に対して、主要構造部材（管柱、土台）に県産ヒノキ材の利用を支援する。

第3 事業の実施

事業主体は、知事が別に定める所要の手続きを経て事業を実施するものとする。

知事は、事業主体に対し、事業の実施に関する資料の提出を求めることができる。

補助の条件等は、別表に定めるとおりとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

なお、令和6年3月31日までに交付決定された補助金については、翌年度以降においても、その効力を有する。

別表

区分	事業主体	事業実施主体	事業の対象物件等				
<p>県産ヒノキの家づくり支援事業</p>	<p>愛媛県林材業振興会議 (以下、「林材会議」という。)</p>	<p>戸建て木造住宅等を建築する施主</p>	<p>1 事業の対象とすることができる住宅等は、次の要件を全て満たす物件とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等 (2) 下記に掲げる主要構造部材の全てに県産ヒノキ材を利用し、下記に掲げる主要部材の概ね80%以上が県産材である、延床面積80㎡以上の住宅等 (3) 主要構造部材に利用する県産ヒノキ材については、日本農林規格(JAS)に合格した材、または、同等以上の品質を有するものとして一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けを行ったものであって、かつ、天然乾燥または人工乾燥により20%以下の含水率にいたるまで乾燥させた材を利用する住宅等 (4) 建設中、林材会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会等を行うなど、PRに協力することができる住宅等 (5) 完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができる住宅等 (6) 建築基準法及びその他関係法令(用地等も含む)を遵守して建築する住宅等 (7) 国及び県による内容が重複する補助を受けていない住宅等 <table border="1" data-bbox="1149 943 2018 986"> <tr> <td>主要構造部材</td> <td>管柱、土台</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1149 1029 2018 1114"> <tr> <td>主要部材</td> <td>大引、根太、通柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル</td> </tr> </table>	主要構造部材	管柱、土台	主要部材	大引、根太、通柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル
主要構造部材	管柱、土台						
主要部材	大引、根太、通柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル						